

第 3 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年4月13日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	4 番 立 原 清 子	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	8 番 一 木 克 昭
9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文
12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一	17 番 皆 川 晃
21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報 告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第8号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、貴重なお時間をいただきまして、今年4月1日付の人事異動で事務局職員に異動がありましたので、皆様にご紹介したいと思えます。

お手元の資料をご覧ください。人事異動についてということですので、そちらを見ていただきまして、それに沿って説明させていただきます。

まず一番上、退職者、3月31日付で前局長であります横山局長が退職となつてございます。4月1日からは、今度は市の農業公社の事務局長として赴任してございます。

あと、転出者につきましては、農政係の小橋央樹さんが市民協働部の文化交流課へ異動ということでございます。次が調査広報係の大森里穂さん、こちらが都市計画部の公園緑地課へ異動となつてございます。最後に、農地係の関拓也さん、こちらが保健医療部国保年金課へ異動ということでございます。

代わりに転入者につきましてご紹介いたします。

新たに事務局次長として、農政課から久米茂様が転入となつてございます。

事務局 久米です。よろしくお願ひいたします。

事務局 次に、調査広報係に国保年金課から転入の瀬谷夏美さんです。

事務局 瀬谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 次に、農政係に資産税課から転入の小野寺美紀さんです。

事務局 小野寺と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 そして、農地係に収税課から転入の野村俊貴さんです。

事務局 野村と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局 最後に、内部異動となります。私が今年度4月から事務局次長ということで、吉川がなりましたので、よろしくお願ひいたします。

職員一同一丸となつて農地の地域農業の活性化に向けて皆さんとともに全力で努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

あと一つお知らせがございます。去る3月25日に私たちと主に活動してまいりました会長代理であります渡邊隆文様をご逝去されました。先日、告別式が行われまして、

昨日ご遺族の方がお見えになりまして、皆様に大変お世話になりましたということでご挨拶に参りました。本来であれば今日ということだったんですが、本日は来れないということですので、農業委員の皆様にも大変お世話になりましたと伝えていただきたいということでございます。机の上にお菓子が置いてありますが、これは渡邊様のほうから皆様にとということでお配りさせていただきました。よろしくということでございます。

以上でございます。本当に長い間一緒にありがとうございましたということでした。皆様にお伝えいたします。

それでは、会長代理、開会お願いいたします。

皆川会長代理 それでは、おはようございます。

10日ほど前の新聞の記事ですが、マイナンバーカードにマイナポイントを2万ポイント付与されるということで、10倍近い方がマイナンバーカードの交付を受けたのかなと私は個人的には考えておりました。実際、この間、新聞紙上で発表になりましたのは、マイナンバーカードを農業委員会でもまだ交付されてない方もいるかと思うんですが、約7割、4人に3人の割合で結局マイナンバーカードの交付率が上昇したとのことです。残り3割はまだマイナンバーカードの交付を受けていないとのこと。私もその3割の中の一人ですが、最後まで私はマイナンバーカードの交付を受けないつもりでおりますが、何らかの法的な強制力があれば、そのときはそのときでマイナンバーカードの交付を受けることを考えるとしても、当分マイナンバーカードの交付を受けないままでもいいと思います。強制された時はもう節目かなと私は思っております。

また、最近では詐欺メールについて、バンコクで一昨日ですが、詐欺グループの19名が逮捕されているというニュースが報道されました。昨日の昼頃、私は、自宅にいたんですよ。そうしたら、携帯電話に不審なメールが入ってきました。12時52分に、お昼食が終わってゆっくりしていたところなんですが、この間も同じようなメールが来たんですが、お客様が不在のためお荷物を持ち帰りましたので下記のアドレスにてご確認くださいと、下にアドレスが書いてあるんです。私の娘に見せ、不審なメールが来ているんだと言ったら、じいちゃん、こういうのに返事したら大変だよ、これが今流行りの詐欺メールだよと言われました。つまり、宅配業者を装っての詐欺メールでした。宅配業者は、娘が言うのには不在伝票というものを置いていきますから、この携帯電話とかに入ってくるものは全て詐欺と結局見て、絶対返信はしないように、その番号にまたは電話をかけないようにということを昨日娘に言われました。相手はどうやって携帯電話番号を把握しているのかなという話も娘に聞きましたところ、今様々な場所で様々な書類に自分の携帯電話番号を書くようなときがありますよね。そ

ういうのを専門的に集めている業者がいるらしいんです。それを詐欺グループに売買するらしいんです。だから、私はこれと同じような内容の不審なメールが二度入りしました。それらが全て詐欺メールと思って、皆さん、十分注意してください。

また、本日の朝7時58分に、Jアラートが私の携帯電話に入り、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたと情報がありました。8時頃に、北海道辺りに弾道ミサイルが着弾するというような内容なので、8時15分まで一生懸命どこに弾道ミサイルが着弾するのかなと思ってテレビを見ていたら、8時15分になってもまだ弾道ミサイル着弾の情報なかったものですから私は家を出てきたわけですけど、本当に北朝鮮という国はとんでもない国であると私は思っております。本日は詐欺メールのお話と、北朝鮮の弾道ミサイルの話で挨拶に代えさせていただきます。

議 長 それでは、ただいまより第34回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は14名、欠席委員は9名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立しますことをご報告いたします。

それでは、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたので、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させます。

21番、加倉井委員、23番、小島委員をお願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明させます。

事務局 第34回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が18件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が23件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が15件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が1件、農地改良協議が2件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして78件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を11番、皆川重文委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。19番、軍地委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、下限面積の廃止に当てはまる案件がありますので、進行の都合上、第3項の
前に第6項を上程することにします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため
申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項の各号の
いずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、農地法の面
積要件が廃止され、4,000平方メートル未満の方について審議となるのは初めてでござ
います。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この事案に関しましては、初めて40アール未満の方が農地を取得するわけですが、
第二の職場で勤務しておりながら、野菜を耕作しておりまして、今後も野菜を耕作し
たいということです。中古トラクターも昨年、一昨年購入しまして、やる気でありま
すので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よ
ろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

なお、小さな面積の議案など多種多様な案件が増えるかと思えます。そのような状
況で総会の進め方や説明など、どのような形で進めていくのかの検討が必要かと思
います。今回の総会は会長も参集外であることから、次月以降に協議をしまいたい

と思います。

次に、第3項を上程いたしますが、この案件は今関委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(今関征一委員退席)

議 長 事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この案件も先に審議いたしました第6項と同じ受人でございます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。5番、今関委員の代理発言となります。

今関委員からは、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとの返事をいただいております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたしますが、この案件も今関委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席したまま審議します。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。引き続き今関委員の代理発言となります。

今関委員からは, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるとの返事をいただいております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

それでは, 今関委員に着席を求めます。

(今関征一委員着席)

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

今関委員 5番, 今関です。

調査検討した結果, 法令に照らし, 許可相当と思われますので, 皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員からのご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 許可相当とのことでございますが，ご意見をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのことですが, ご意見いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項ですが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見ですが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 11項ですが, 権利移転の理由は特定遺贈であります。受人は, 叔父から甥へ遺言により耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたしますが, この案件は雨谷委員が関係しておりますので, 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 それでは, 事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

本項は9番の雨谷委員の担当ですが, 本人が当事者ということで関わることはできませんので, 私が代わりに調査確認しました。調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

それでは, 雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

次に、第13項と第14項は関連がありますので、併せて上程いたします。
事務局からまとめて説明させます。

事務局 第13項と第14項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第13項、第14項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は、自作地または自宅に隣接し、耕作に便利のため、申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第15項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第15項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続まして、議案書9ページの上から3段目をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項の説明でございますが、契約内容は使用貸借でございます。借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請

でございます。太陽光発電パネルの下部の栽培予定作物は榊でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第20項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第20項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第16項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案書9ページの最下段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第20項でございますが、契約内容は使用貸借でございます。借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培予定作物は榊でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第21項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第17項，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第21項でございますが，営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので，まとめてご説明いたします。

第17項でございますが，契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして，議案書10ページ，最上段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第21項の説明でございますが，契約内容は賃貸借でございます。借人は再生可能エネルギー固定価格買取制度により売電収入の増益を図るため，営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培予定作物は榊でございます。

申請地は，農振農用地であります。営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により，一時転用として設置できるものとなっております。なお，一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番, 小島です。24番, 外岡委員の代理発言を行います。

この案件については調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのご意見でございますので, 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2号でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋ですが, 13番, 市村委員の代理発言をいたします。

この案件について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるとのご意見でございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

また、議案発送時は農振農用地区域内であるため除外手続をし、除外見込書が出ておりましたが、4月11日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、第1項については3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させま。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、農振農用地であります。農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われ。なお、転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われ。ので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、申請地は、令和3年1月20日に太陽光発電設備として許可を受けておりますが、許可を受けた事業者が破産手続開始により事業が遂行できないため、承継を伴う事業計画変更願が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。この案件は，17番，皆川（晃）委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

続けて第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。申請地は，令和3年1月20日に太陽光発電設備として許可を受けておりますが，許可を受けた事業者が破産手続開始により事業が遂行できないため，承継を伴う事業計画変更願が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川（晃）委員の代理発言となります。

この案件につきましても調査検討の結果，法令に照らし許可相当ということで聞いておりますので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項、第9項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項及び第9項は関連がございますので、併せてご説明いたします。

第8項の契約内容は売買でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請でございます。

第9項の契約内容は使用貸借でございます。借人は不動産業を営んでおりますが、隣接地の住宅建築に伴う上下水道管を埋設し、併せて住宅建築に伴う資材置場及び仮設道路を設置したい旨の一時転用申請でございます。転用期間は10か月でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、第8項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項及び第13項は同一事業でありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項及び第13項は同一事業でございますので、併せてご説明いたします。

第12項の契約内容は売買で、第13項の契約内容は使用貸借でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため申請するものがございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料
されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を
得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月11日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番, 大圖です。

この案件も調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明させます。

事務局 それでは, 皆様, お手元にごございます資料別紙1をご覧いただきたいと思えます。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項, 酒門町の畑1,232平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり, 農業委員3名で現地調査を実施しました結果, 転用目的のとおりであることを確認できましたので, 証明を可とするものでございます。

第2項につきましても同じく転用目的のとおりでありましたので, 証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが, ご意見, ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定いたします。

次に, 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に閣委員に關係する案件がありますので, 農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(閣 成一委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 今年度から利用権関係の事業を担当します木村と申します。よろしくお願
いいたします。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いた
します。

関委員に係る利用権設定農地につきまして説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の2ページ、14番、20ページ、154番
の2筆でございます。こちらはどちらも田で新規設定、設定面積は5,353平方メー
トル、設定期間は9年間、設定者2名、取得者2名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしてい
ると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願
いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定
いたします。

それでは、関委員に着席を求めます。

(関 成一委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分についてご説明
いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお
願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が17万8,167平方メートル、うち再設定
が10万3,611平方メートル、畑が5万6,084平方メートル、うち再設定が3万5,554平
方メートル、設定者63名、取得者34名、うち再設定の設定者32名、取得者21名でご
ざいます。

利用権設定日は、令和5年4月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。
事業担当課から説明させていただきます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和5年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が再設定のみで7,019平方メートル、設定者1名、取得者1名、うち再設定の設定者1名、取得者1名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和5年6月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画につきましては、次のページに記載しておりますので、各自でご確認をお願いします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、事業担当課は退席させていただきます。

(事業担当課退席)

次に、報告事項について、事務局から説明させていただきます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま説明がありましたが、何かご質問はございますか。

(発言する者なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、第34回総会を閉会いたします。

閉会 午前10時19分